

○茅ヶ崎市子育て支援センター条例施行規則

平成27年3月27日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市子育て支援センター条例(平成27年茅ヶ崎市条例第14号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める者)

第2条 条例第3条第2号ア及びイに規定する規則で定める者は、出生後3月を経過した日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とする。

(指定管理者の公募)

第3条 市長は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)を指定しようとするときは、公募するものとする。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(規則で定める書類)

第4条 条例第5条に規定する規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該団体の概要書
- (2) 当該団体の活動の実績書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(指定管理者の指定等の公告)

第5条 市長は、指定管理者の指定をしたとき又はその指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を公告するものとする。

(遵守事項)

第6条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 茅ヶ崎市子育て支援センター(以下「子育て支援センター」という。)の施設、附属設備又は備付けの器具を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- (2) 指定された場所以外の場所に立ち入らないこと。
- (3) 火気を使用しないこと。
- (4) 危険物及び不潔物を持ち込まないこと。
- (5) 指定された場所以外の場所で飲食をしないこと。
- (6) 喫煙をしないこと。
- (7) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (8) その他関係職員の指示に従うこと。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか子育て支援センターの管理に関し必要な事項は、市

長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。